

介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

1：事業の目的・運営方針

(1) 事業の目的

介護老人保健施設は、要支援 1 または要支援 2 状態と認定された利用者（以下「利用者」）に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の元で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の介護を提供し、利用者の能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援します。

(2) 運営方針

- ① 要支援者、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ② 利用者の介護状態の軽減もしくは悪化の防止または、要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- ③ 居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

2：施設概要

①事業の名称、及び所在地

- ・ 事業所名 介護老人保健施設あじさい（介護保険指定番号 1850180090 号）
- ・ 所在地 福井市西下野町 1 5 号 1 2 番地 TEL：0776-33-5911
- ・ 管理者名 大門 和（医師）

②通所定員：40 人（介護給付サービス定員含む）

④ 職員体制

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 管理者（兼） | 1.0 人 |
| (2) 医師（兼） | 1.0 人以上 |
| (3) 看護職員 | 1.0 人以上 |
| (4) 介護職員 | 4.0 人以上 |
| (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1.0 人以上 |
| (6) 調理員業務はシダックスフード KK に委託するものとする。 | |

3：利用の曜日および時間

- * 営業日：日曜日・年始 1 / 1～3 日以外の日（但しやむを得ない状況が発生したときは、事前に連絡、承諾を得て休業する場合があります）
- * 8 時 30 分～16 時 30 分、9 時 30 分～17 時 30 分（時間延長、短縮等も可能です。ご相談下さい）送迎の時間はその日の交通事情、天候等により前後する事があります。予めご了承下さい。

4：緊急時の対応

心肺停止、またはそれに近い状態になったときには、病院に救急搬送します。

あじさいでの「気管内挿管」は出来ません。バックマスクによる人工呼吸と心臓マッサージを行いながら救急車到着を待ち、迅速に病院に搬送します。

5：サービス内容

- ①介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ②サービス担当者会議開催（各種合同の看護介護方針の会議）
- ③食事：医師の指示の元、管理栄養士による病状に合わせた食事（心臓食、糖尿病食）、身体状況に合わせた食事（柔らか食、粥等）の提供また、栄養改善への指導。

昼食 12：00／おやつ 15：00

- ④入浴：一般浴槽、利用者の身体に応じた特別浴槽での入浴。入浴時の介助。
- ⑤医学的管理、看護：医師・看護師による日常的な医療管理。
- ⑥機能訓練：集団リハビリ・・・身体に合わせた集団でのリハビリを提供します。

（下肢筋力訓練、立ち上がり訓練、歩行訓練）

物理療法・・・必要とされる方へ疼痛緩和のために物理療法を行います。

口腔機能向上・・・口腔機能改善のための計画を作成し、それに基づいたサービスを提供します。

運動機能向上訓練・・・個々での訓練が必要な方にリハビリ加算を了承頂き、個別に行います。

- ⑦相談援助サービス：利用者や利用者の後見人、ご家族及び、身元引受人の生活相談、悩み事について支援相談員が応じます。解決に必要な方法、社会的サービスについて相談、援助します。
- ⑧行政手続き代行：支援相談員が手続きに関する援助、又は代行します。
- ⑨時間延長サービス体制加算：事情により通常の規定利用時間を越える場合に介護保険サービスとして10時間までの延長が可能です。但し延長の場合、時間外となる為送迎は行えません。
- ⑩その他：健康チェック、介護教室、爪切り、耳の垢取りなどの介護を適宜行います。
- ⑪自宅とあじさいへの送迎：自宅とあじさいの間を送迎します。自宅外への送迎は行いません。

6：介護予防通所リハビリテーションの実施地域

通常の事業の実施区域は次のとおりとする。 — 福井市 —

7：協力医療機関

- ・協力医療機関 — 光陽生協病院（福井市光陽3-10-24）
— 光陽生協クリニック（福井市光陽3-9-23）
- ・協力歯科機関 — 光陽歯科診療所（福井市光陽2-18-15）
- ・緊急時の連絡 — 緊急の場合「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8：非常災害対策

- ・防災設備　－　スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段、非常滑り台、火災受信機、自動火災報知機
- ・防災訓練　－　年2回以上

9：禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

10：利用料、その他費用、支払い方法

①基本利用料　（○で囲んである事項が対象となります）（単位：単位数）

要支援1	2, 268／月	要支援2	4, 228／月
------	----------	------	----------

②施設体制に関する加算　（○で囲んである事項が対象となります）

（単位：単位数）

科学的介護推進体制加算	40／月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、上記の情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88／月 （要支援1）	職員体制において、介護職員の総数の内、介護福祉士が70％以上、または勤続年数が10年以上の介護福祉士が25％以上配置されている場合に加算されます。
	176／月 （要支援2）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	72／月 （要支援1）	職員体制において、介護職員の総数の内、介護福祉士が50％以上配置されている場合に加算されます。
	144／月 （要支援2）	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	24／日 （要支援1）	職員体制において、直接提供する職員の総数の内、介護福祉士が40％以上、または勤続年数が7年以上であるものが30％以上配属されている場合に加算されます。
	48／日 （要支援2）	

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 8.6%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 8.3%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 6.6%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 5.3%を加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1～14		現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率
利用開始月から 1 2 月超の利用の場合、算定要件を満たさない場合 1 月あたり以下の単位数を減算	120 単位/月 (要支援Ⅰ) 240 単位/月 (要支援Ⅱ)	3 月に 1 回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画を見直していること。 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1. 0%を減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1. 0%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

③ リハビリテーションに関する加算 (○で囲んである事項が対象となります)

(単位：単位数)

口腔機能向上加算(Ⅰ)	150／月	口腔機能が低下されている利用者又はその恐れのある利用者に対し、口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃の指導や摂食・嚥下機能に関する訓練を行った場合に算定。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160／月	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562／月	生活行為向上のための研修を修了したリハビリ職員が、個別に計画を立て、通所と訪問を組み合わせてリハビリを行う場合に算定。 (原則6か月間にて介護予防通所リハビリ修了)

④ 食事に関する加算 (○で囲んである事項が対象となります)

(単位：単位数)

栄養アセスメント加算	50／月	利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定。
栄養改善加算	200／月	低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対し、改善を目的として個別的に栄養管理を行い、必要に応じ居宅を訪問した場合に算定。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20／回	利用開始時及び利用中6か月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合に算定。※6か月に1回を限度とする
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5／回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合に算定。※6か月に1回を限度とする

⑤ その他加算 (必要に応じ請求いたします) (○で囲んである事項が対象となります)

(単位：単位数)

若年性認知症利用者受入加算	240／月	若年性認知症利用者の受入を行った場合に加算。
事業所評価加算	120／月	
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480／月	選択的サービスのうち2種類実施した場合。
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700／月	選択的サービスのうち3種類実施した場合。

* 福井市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に10.17円を乗じた金額の

1割が自己負担となります。ただし、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

⑥その他・介護保険外の自費 (○で囲んである事項が対象となります)

日常生活費	150円／1日	食費	670円／昼食 655円／夕食
歯ブラシ代	170円／1本	行事参加費	実費

*日常生活費は、利用者の必要範囲に応じて設定する事もできます。別紙のとおり

*各種証明書 1通につき1100円 となります。

⑦支払方法

毎月13日前後に前月分の請求書を発行します。支払い方法については引き落としか、銀行振り込みの2方法とさせていただいております。引き落としをご希望の方は、別紙の「預金口座振替依頼書」にご記入いただき、毎月引き落としがされる27日までにはご準備をお願いいたします。またお振込みをご希望の方は下記の振込先へ31日までにお振込み下さい。なお領収書については医療費控除対象となる場合がありますので、大切に保管下さい。再発行はお断りしています。(引き落とし、振込み確認日が土日祝日の場合、以降の平日にさせていただきます。)

振込先
振込先：福井信用金庫 工大前店 口座番号：普通0193306 口座名：老人保健施設あじさい 施設長 大門 和 ※31日までに振込がない場合は次月請求書の未収金欄に載ることがあります。

11：秘密の保持

当事業所の職員は、業務上知り得た個人の秘密は一切漏らしません。しかし、介護保険運営上、サービス担当者会議などにおいて個人情報を用いる場合がありますので、本書面にて同意を得させていただきますのでご協力の程お願いいたします。また利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族から情報の開示の希望があった場合は、基本的に開示を行います。

12：利用にあたっての留意事項

- ・飲酒、喫煙は禁止しております。
- ・施設内の火気使用は厳禁としております。喫煙場所はありません。
- ・設備、備品は事前に職員の了解の上ご使用下さい。
- ・金銭、貴重品はなるべくお持ち頂かないようお願いします。持参された場合、管理責任は基

本的に個人にあるものとします。(必要な金銭に関しては事前にご連絡いたします)

- ・ペットの持ち込みはご遠慮下さい。
- ・利用者の方の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動はご遠慮下さい。

13：苦情申し立てと処理について

あじさいでの苦情及び疑問、ご要望は、気兼ねなく当施設の職員にお申し出下さい。又所定の場所(1階事務所前・各療養棟廊下)に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。苦情処理窓口として、下記の関係者が中心となって対応を行います。また、苦情解決にあたり中立性を保つため、第三者委員も設けています。

(苦情受付時間は基本的に8：30～17：30となります)

苦情受け付け担当者			
苦情受付担当者	青山昭一	(寿の会事務長)	0776-33-5911
苦情解決責任者	佐々木紀明	(寿の会理事長)	0776-33-5911
第三者委員	松永久美恵	(民生・児童委員)	0776-26-2499
同上	森國典昭		0776-35-1115

面接、電話、書面、苦情意見箱などで受け付け、受け付け担当者を通じ解決責任者へ連絡し、関係者で解決に向けた協議の上、ご報告させていただきます。第三者委員に直接申し出ることも可能です。苦情内容については記録を行い、施設内掲示板にて改善内容を掲示いたします。

更に、以下の機関が苦情相談窓口を設置しております。

福井市 苦情相談窓口： 福井市介護保険課 0776-20-5715

14：事故発生時の対応等

あじさいでの介護予防通所リハビリテーションサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・身元引受人・担当居宅介護支援事業所に連絡すると共に、状況に応じて適切な病院へ搬送、処置を行います。

また、サービスの提供によりあじさいが賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、あじさいに責任が及ばない事由による事故に関しては、この限りではありません。

以上

